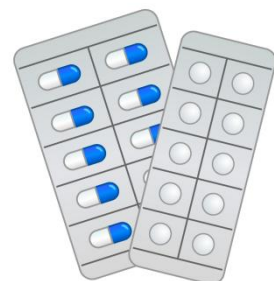


# 後発医薬品の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進の方針に基づき、当院は以下について積極的に取り組んでいます。

## 主な取り組み

- ・後発医薬品に関する情報提供
- ・品質、安全性の確保された製品の選択
- ・安定供給、正しい情報提供が実施できる製薬会社の選択



※医薬品の流通不良により、他の製薬会社の製品や類似薬品等に変更となる場合には適宜、説明します。

# 一般名処方について

一般名処方とは、院外処方せんにおいて、主に薬の有効成分(一般名)を名称として記載した処方せんです。



厚生労働省が示している、一般名処方の標準的な記載方法は、次の通りです。

【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」

例:【般】 アムロジピン 錠 5mg

一般名 剤形 含量

## 利点

- ・患者さんは同じ成分、剤形、含量であれば先発医薬品または後発医薬品を選択することができます。
- ・医薬品の流通が悪い場合でも同じ成分の薬があれば継続して使用することができます。